

江戸時代における漢文教育法の一考察

—伊藤仁齋の復文と皆川淇園の射覆文を中心に—

李 長波

0. 本稿のねらい

復文とは何か。『文林良材』『譯文式例』によれば、復文は、「古人ノ文ヲカタカナニカキクダシ、人ニサツケ、モトノ漢字ノ文ニカカシメ、カサネテ本文トヒキアハセ、其アタルヤ否ヲミル也」という。要するに、漢文の書き下し文から元の漢文を復元することによって漢文の作文と漢文法に習熟するための漢文教育法のことである。

復文を発案し、それを最初に漢文教育に用いたのは、伊藤仁齋（寛永四 1627 年～宝永二 1705 年）である。しかし、伊藤仁齋自身、復文の方法について著作を残していない。わずかに伊藤東涯編に係る「譯文法式」（林義端編元禄十四年刊『文林良材』首巻所収¹⁾）によってその大体を知るのみである。

一方、伊藤仁齋に遅れること約百年、同じく京都で漢学塾を開いた皆川淇園も、「射覆文」と称して漢文作法と漢文法の教育のために復文を用いたことが知られている。その教材を集めて出版した『習文録』（初編～四編）であり、復文の成績判定の基準となる同訓異義語の意味と用法を詳しく解説した『増訂習文録甲乙判』（上下）が今に伝わっている。

このように、江戸時代において伊藤仁齋によって考案され、漢文教育法として用いられた復文であるが、明治十八年に始まる旧制の文部省教員検定試験には少なくとも大正元年から昭和十五年まで毎回欠かさず「復文」の問題が出題され、漢文の作文や漢文法にとって、少なくとも戦前までは有効な手段として用いられていた²⁾。

本稿は、復文による漢文作文教育の創始者である伊藤仁齋の復文の方法と、その影響

¹『文林良材』首巻の内容は次の通りである。

○作文真訣凡七條 ○譯文法式 ○譯文式例凡二篇 ○讀書題目 ○鈔書門類

内「譯文式例」は伊藤東涯ではなく、林義端の編に係る。

²因みに、この検定試験は明治十八年を初回とするが、霜島勇氣男（1925）には、大正元年から大正九年までの國語及漢文科の試験問題集が掲載されている。予備試験と本試験のうち、いずれも予備試験に復文の問題が出題され、本試験には、和文漢譯（大正五年まで）又は漢文の作文（大正六年から）が出題されている。戦前までの試験問題については、野本薫陽（1944）に、「文検問題集（昭和元年—昭和十五年）」が掲載されている（310 頁—317 頁）。

下にある皆川淇園の「射覆文」について、『作文真訣』と『習文録』（初編～四編）及び『増訂習文録甲乙判』を手がかりに、漢文教育の方法としての復文及び伊藤仁齋と皆川淇園の文章観の一端を考察するものである。

1. 伊藤仁齋の復文法

1.1 『作文真訣』以下四篇の書誌

伊藤東涯撰『作文真訣』（元禄庚午三年自序）は最初写本で伝わっていたが、元禄十四 1701 年に文會堂主人林義端によって、「譯文法式」、「譯文式例」、「讀書題目」、「鈔書門類」（いずれも漢文に返り点と訓を施したもの）とともに『文林良材』首巻として刊行され、後には『重刊刊謬正俗』の付録としても刊行されている³。伊藤善韶「重刊刊謬正俗序」（明和六 1769 年）によれば、「作文真訣」以下四篇は、明和六年重刊の際に、旧本に従って附刻したものであるという。とすれば、『作文真訣』の刊行は林義端編『文林良材』が最初になる。伊藤東涯は寛文十 1670 年～元文元 1736 年の在世なので、東涯三十一才の時の刊行である⁴。

さて、『作文真訣』以下四篇の内容であるが、これについては、林義端は次のように述べている（句読点は原文のまま）。

此一巻ニハ。伊藤東涯公源藏ノ著トコロ。作文真訣等ノ四篇ヲ載セリ。蓋後學文ヲ習ニハ。必ス明師ニツイテ其口訣ヲ受ズンバアルヘカラス。モシ自己ノ意見ノミヲ用テ。文ヲ作ルトキハ。タトヒスミヤカニシテ多シトイヘトモ。スベテ漢人ノ格ニアタラス俗習ヲマヌカレガタシ。故ニ余竊ニ此篇ヲ取テ梓ニ入レ。本書ノ開卷トス。實ニ文ヲ學フノ秘授。蒙ヲ啓クノ捷徑ナリ。『文林良材首巻』（一オ）

ここにいわゆる「作文真訣等ノ四篇」とは、「作文真訣」（元禄庚午三年自序）に、「譯文法式」、「讀書題目」、「鈔書門類」三篇を加えた四篇を指し、「譯文式例」を含まない。実際、「譯文式例」を加えた五篇から『文林良材首巻』がなっているが、この中で、復文に関係するのは、「譯文法式」と「譯文式例」の二篇である。そして、次に引くように、「譯文法式」は東涯の撰にかかるが、「譯文式例」は林義端の編集である。

且譯文ノ一事ハ。其嚴君仁齋先生ノ權輿ニシテ門人ニ授與ス。文ヲナラヒ字ヲ

³これには「譯文式例」が含まれない。

⁴本稿は、『文林良材』所収の『作文真訣』以下四篇を主に用いたが、必要に応じて『刊謬正俗』所収のものも参照した。

綴ル入門ノ教。コレヨリ親切ナルモノハアラズ。予猶世ノミル人^{サトシ}論ヤスカランタ
メニ。國字ヲ以テ換^{カヘウツス}寫譯文ト。漢字ヲ以テ復スル復文トノ作例ヲ設^{モウケ}法式ノ次ニ
載ス。『文林良材首卷』（一オ〜一ウ）

1.2 「譯文法式」

伊藤東涯撰『譯文法式』によれば、復文は、次のような目的を以て発案されたという。

今ノ人稍筆ヲ弄スルコトヲ知ルト雖トモ、國習に梃シテ字ニ錯置多ク語或ハ妄填
ス。家君此ニ憂ヘ有リ。嘗テ士子ヲ倡導シテ譯文式ヲ定メ、日ヲ剋メ演習セシム。
歐陽文及ヒ范唐鑑ヲ譯ス。然トモ或ハ勤メ或ハ惰リ、業ヲ卒ルコト能ハズ。因テ
其法ノ或ハ繁シコトヲ恐レテ、録スルコト左ノ如シ。凡ソ吾カ邦ノ學者知ラズンバ
可カラズ。冀クハ膠庠ヲ司ル者ノ或ハ採リ用ヒラレンコトヲ。（『文林良材』巻首
十三ウ〜十四オ）

これによって、復文はあくまで漢文作文の際、語順の転倒や言葉の誤用、いわゆる和
習を防ぐために発案されたことが明らかである。

しかし、古義堂の門下生にとって、この復文という課業は相当難しかったと見えて、
「業ヲ卒ルコト能ハ」ざるほどである。

一方、復文の具体的な内容については、「譯文法式」は「其式三有ル」として次のよ
うに説明する。

原文 先ツ唐宋以来諸名家ノ文、辭理精鬯ナル者ヲ一二百字ヨリ五六百字ニ至
ルマテ、長キ者ハ、之ヲ節シ、短キ者ハ之ヲ全シ、定メテ原文ト為ス。凡ソ融粹ナ
ルヲ貴ンテ、佶屈ナルヲ取ラズ。譯人時ニ臨ンテ、旋定ム。

まず、原文については、内容は唐宋以来の名文、長さは百字から五、六百字までのも
の、表現が平易なものを選んでいいる。

そして、譯文については、

譯文 仍テ原文ニ就テ國字ヲ以テ換ヘ寫ス。【細註：凡ソ原字平易ニシテ知易ク
思索ヲ勞セザル者直チニ楷書シテ、本字ヲ必シモ一換寫サズ。】助辭有レハ、數
ニ隨テ圈子ヲ加フ。【細註：國訓多クハ助字ヲ讀マズ。故ニ矣、也、焉、耳等ノ如
キ者ハ、圈ヲ加フ。之、乎、於、而等ノ、句中ニ嵌メ在ル如キ者ハ必シモ圈ヲ加ヘ

ズ。】原字若干ヲ該量シテ、其數ヲ左ニ注ス。毎月三次或ハ六次時ニ隨テ定ム。

のように、書き下し文を作成し、文末の助字に限って、○を付けて記し、原文の字数を明記して、月に三回から六回課題として課すという課程である。

一方、復文については、

復文 復者譯文ニ就テ漢字ヲ以テ復寫シ、數ヲ照シテ銷注ス。訖テ原本ヲ以テ一一查對シテ、旁ニ朱書シ、其ノ中否ヲ驗ム。

のように、書き下し文を漢文に復したものを、原文と突き合わせて、正誤を確認する作業である。

復文の回答例と原文をつきあわせた結果、更に「譯文法式」は、「錯置【細註：眞倒】」、「妄填【細註：謬字】」、「剩添【細註：衍字】」、「漏逸【細註：脱字】」を復文の誤りとして挙げる。

錯置【細註：眞倒】 復者譯文ニ就テ國言ニ隨テ復寫ス。字法ニ熟セザル者ノ或ハ華語ト倒置ス。之ヲ錯置ト謂フ。「不復」ヲ「復不」ニ作り、「誰欺」ヲ「欺誰」ト作スカ如キ、是ナリ。

妄填【細註：謬字】 復者成語ヲ諳ンシ字義ヲ練リラズ、或ハ訓同ク音似タルヲ以テ誤テ他ノ字ヲ填寫ス。之ヲ妄填ト謂フ。「臨」ヲ「望」ト作シ、「^{ノゾム}易」ヲ「^{ヤスキ}安」ト作スカ如キ、是ナリ。或ハ原文奇僻ニシテ、復シ難キ者ハ、復スル者其字ヲ空シ以来追テ補フコトヲ^{ユル}聽。或ハ音義並ニ同キ者ハ雖原字ニ非ズト雖トモ、數ニ入レズ。「於」ヲ「于」ト作シ、「耶」ヲ「邪」ト作スカ如キ、是ナリ。

剩添【細註：衍字】 本文助字無キ處國言口訣ニ隨テ漫ニ他ノ字ヲ添ヘ入ル者、之ヲ剩添ト謂フ。「明明德（明德ヲ明ニスル）ヲ「明於明德（〔於〕明德ヲ明ニス）」ト作スカ如キ、是ナリ。

漏逸【細註：脱字】 原文助語有ル者失シテ填入セズ、之ヲ漏逸ト謂フ。「止「於」至善（至善ニ止マル）」ヲ「止至善（至善ニ止ル）」ト作スカ如キ、是ナリ。

このうち、「錯置」が語順の誤り、妄填が同訓異義語の誤用に属するが、『於』ヲ『于』ト作シ、『耶』ヲ『邪』ト作スカ如キ同音、同訓、同義の語にして、文字だけ異なる場合は特に誤りとしない。一方の「剩添」と「漏逸」がそれぞれ言葉が多かったり少なかったりする場合である。そして、特に難しい言葉については、それを空けておいてあ

とから補ってもよいと、復者への配慮を忘れない。

しかし、かかる復文の効果や如何にというと、伊藤東涯は「其益三有ル」として以下の三点にまとめている。

古文ヲ熟ス 先賢ノ傑作、意ヲ用テ之を復スルトキハ、習誦ヲ待タズシテ自ラ其ノ文勢語脈ヲ諳ンス。其ノ益一。

まず、名文を復することによって漢文の文勢と語脈の理解を助けることを挙げるのに続いて、

字法ヲ識ル 吾人平日國語ニシテ讀過キ字法ヲ知ラズ。復文ヲ將テ原文ニ對スルトキハ則本成式有リ。考フルコトヲ待タズシテ知ル。其ノ益二。

漢文の読み下し文のまま漢文を読んでいては、漢字の用法が身につかない。復文は漢字（言葉）の使い方を身につけるために役立つと、説く。そしてさらに、

用語ヲ諳ンス 平生漫爾トシテ書ヲ讀ミ用語ヲ熟セズ。筆ヲ弄スルニ及ンテ茫然トシテ失措ス。之ヲ復シテ精熟スルトキハ、則材料胸中ニ積ンテ之ヲ用テ竭キズ。其ノ益三。

復文に習熟することによって漢文の言葉遣いをたくさん覚えることを第三点のメリットに挙げる。

以上は東涯撰にかかる「譯文法式」の内容である。これによって復文の具体的な方法がかなり知られるが、残念ながら復文のサンプルが示されていない。実際復文は漢文作文を練習する作業なので、具体的な復文の出来は人によってまちまちである上、生の復文の答案となると、ますます保存の対象とはなりにくいのであろう。ちょうどこの欠を補うのが林義端編「譯文式例」である。これは必ずしもそのまま古義堂における「譯文式例」の範を伝えないが、当時の復文の水準を示す一例としてみることでよい。

1.3. 「譯文式例」について

「譯文式例」には計二編の復文回答例が載せられている。一は橘古直が訳した韓退之「送何堅序」を某甲が復文したものであり、一は、某甲訳「送董邵南序」を某甲が復文したものである。それぞれ十二日と十五日を期限としている。

次に図版によって二編の復文例を示す。

○譯文式例 古人ノ文ヲカタキニカキクダシ人ニサズケモトノ漢字ノ文ニカキシ人ヲサテテ本ノ文トヒキアハセ其ノカタキヲミル也

送何堅序 韓退之

何韓ニオイテ同姓近シトス堅進士ヲ以テナゲラルハ_三テトウギヤウタリゾノタイカクニ_二ヤ_一ハク_二タリ堅セ_一タルセイグ_二ドウドウタリゾノ堅ラ_一ルヤ○十年_二コ_一ニタリドウセイニ_二テ近キナリ_一ドウギヤウナリドウドウナリ_二コ_一ニナリ_二ノ願フ_一ハ_二テカ_一ルニ_二オ_一ヒテ_二ソ_一以テ_二トナ_一ルベ_二ヤ_一○堅ハ道州ノ人道ノ守陽公城ケ_二ナリ_一道_二コ_一ナニ_二オイテ_一ヨク_二ウタリ_一コナ_二ノ楊公_一憑_二タケ_一ナリ堅民タリ堅_二タケ_一ニナリ_二コ_一ナ道ヲエテ_二ヨク_一トシ道堅ヲエテ民トス堅歸テ其州ノ父老子弟_二ト_一ヘ陽公ノ令_二ニ_一フク_二道_一モ_二タ_一其縣ト其_二コ_一トニ_二ト_一ハ_二楊公_一ノ令_二ニ_一フク_二道_一モ_二タ_一其縣ト云モノアリフ_二三_一有道ノ國ニ_二フ_一漢ノ時ニア_二タ_一フテ黃霸_二潁川_一タリ_二コ_一ノ鳥實ニア_二フ_一リ_二テ_一タ_二ト_一○モ_二ニ_一史信ス_二ク_一ハ堅歸ラ_二ハ_一ワ_二ニ_一サ_二ニ_一ノ鳳_二ヲ_一ミ_二ラ_一實_二シ_一テ_二ツ_一ク_二フ_一キカントスル_二ニ_一○

原文百九十一言

元祿庚辰蠟月十日

復限次十二日

稿古直譯

図版①

送何堅序 韓退之

何於韓同姓為近堅以進士舉於我為同業其在太學也吾為博士堅為生進士為同道其知堅也十年為故人同姓而近也同業也同道也故人也其於不得願而歸其可以無事乎堅道州人道守陽公城賢也道於湖南為屬州湖南楊公為又賢也堅為民堅又賢也湖南得道_①為屬道得堅_②為民堅歸而唱其州父老子弟服陽公之令道亦唱其縣與其比州服楊公之令吾聞鳥有鳳者常出於有道之國方

漢時為黃霸潁川此鳥實集鳴焉若史可信堅歸我

正賀見其鳳而聞其鳴而已

右原文百九十一言

錯置三

妄填十

剩添三

遺漏三

某甲謹復

図版②

送董邵南序 韓退之

王^レテウイニヘカシガ^レイヒカノ士多^レト稱ス董生^レニニア
 デラ^レシキリニ志ヲ有^レ司ニエズリキラクワイハウニシウ
 くと^レシコ^レド^レニクハワ^レシノカナラスア^レア^レラ^レシル^レ董
 生ワトメ^レナナ^レ〇〇ゾ^レラモ^レニル^レ子ガ時ニアハザル苟義
 ラシタ^レ仁ヲワト^レルモノ皆アイセキス〇イハニヤエ^レテウ
 ノ士^レソク性ニ出^レルモノヲヤ〇シカモワ^レカウテキク風俗化
 トウワリカハルト^レワ^レシ^レツ^レン^レツ^レノ今イニシヘイフトコロニ
 異ナラザル^レラ^レシ^レラ^レニヤ〇イナ^レカ吾子ガ行ヲ以テコレ
 ラホク^レルナリ董生ワトメ^レナナ^レ〇〇ワ^レチニヨ^レフテ感ズルト
 コロアリ〇ワガタメニ諸君ノハカラテ^レフボウ^レテソノ市ニ
 ミルニ^レタ昔時トクノモノアラニカ〇ワガタメニ謝ヒテイ
 ヘ明^レ天子カミニアリ以テ出テ仕フベシト〇

原文百五十一言

元禄庚辰季冬十三日

某甲譯

復以十五日為限

図版③

送董邵南序 韓退之

燕朝古昔稱慷慨^レ廊下士多^レ董生舉^レ於進士^レ頻不得
 志於有司懷抱理氣鬱鬱^レ於茲土吾知其有^レ必遇
 焉董生^レ務也哉夫顧子之不遇^レ於時苟慕義務仁者
 皆哀戚矣^レ无燕朝之士出^レ於其性者乎然吾嘗聞風
 俗化移變^レ吾焉知其今昔^レ所言^レ不異耶聊^レ吾以子
 之行ト之也董生^レ務也哉予因子有所感矣^レ為我弔
 望諸君之墓^レ居於其市又昔時有屠狗者^レ歟為我謝
 言明天子在上^レ以出^レ可仕矣

原文百五十一言

錯置

妄填 三十一

剩添 五

遺漏 五

某甲復

図版④

以上の図版によって復文の添削のあとを窺い知ることができる。

次に、『習文録』を用いて皆川淇園の復文の試みを考察したい。

2. 皆川淇園の「射覆文」

皆川淇園も漢文の作文教育に復文の方法を用いていたが、「復文」の用語に拠らずに、もっぱら「射覆文」を用いた。この「射覆文」については、例えば、皆川淇園は次のように述べている。

助字虚字ノ義ヲバ、初學ノ人ハ其ワケヲ知ラズシテ、余ガ斯克言フトコロ（引用者注：「助字虚字ノ義ハ、甚肝要ナルモノナリト云コトニ付キテ」）ヲバ、疑ハシク思ヘル人モアルベシ、其ニハ射復文ヲセバ、自カラ知ルルコトニナルベシ、射復文トハ、漢人ノ文ヲ人ニ讀マセテ、其讀ノ通ヲ片假名ニウツシ、サテ本文ノ字數ヲ幾十言ト云コトヲ知り置キ、其字數ニ合スル様ニシテ、彼片假名ヲハ、文字ニ直シテ見ルコトナリ、虚字助字ノ力多キ人ハ其失少ク、力少キ人ハ失多カルベシ、此文字ノ讀バカリニテハ、其字義ヲ得ベカラザル證拠ナリ、サレドモ讀カタ悪クテハ、此射復文モ出來ガタキモノナリ、余此射復文ニ、習文録ト云書ヲコシラヘ置タリ、彼ニヨリテ射復文ヲシテ見ルベシ、其ワケ、自カラ知ルルコトニナルベシ。（『淇園文訣』上二十五ウ～二十六オ）

これは、助字、虚字の重要性を強調する文脈での発言ではあるが、皆川淇園も伊藤仁齋、東涯と同じく、和習による語順の誤り、言葉の誤用を防ぎ、漢作文能力の向上を図るために「射覆文」を用いたことは明らかである。しかもここでは、「此文字ノ讀バカリニテハ、其字義ヲ得ベカラザル證拠ナリ」のように、いわゆる和習の原因を、「文字の讀」つまり漢文の訓読に求めていることが注目される。いわゆる和習とは、漢作文の際、漢文としてではなく、ひとまず和訓に基づいて漢文書き下し文のようなものを念頭におき、それを漢文に「訳」すという作業の結果として必然的に起きるものなのである。

和習の問題については、恐らく伊藤仁齋、東涯父子が最初に意識してそれを排除しようとし⁵、漢文訓読の問題点については、荻生徂徠、及びその門下の太宰春台はもっともそれを排撃して余力を遣さざるところである。しかし、これらの錚々たる大家といえども、和習を免れなかったことは、徂徠が『文戒』において仁齋の誤りを指摘し、更に

⁵佐久節（1914）は、「和習和習といふ事は、荻生徂徠（物徂徠）が始めて唱へ出した事で、漢文の中に、日本流の字句が混入すること、即ち日本訛のまじることである」（24頁）とするが、和習については、伊藤仁齋、東涯父子もすでに強く意識したことはさきの「譯文法式」によって明らかである。

山本北山が徂徠派の文章家の詩文に見える和習を指摘していることによって、和習からの脱却が如何に難しいかを想像するに足りよう。

このように、和習を意識的に排することに関しては、伊藤仁齋、東涯父子、荻生徂徠、皆川淇園の等しく共通するところであるが、伊藤仁齋、東涯父子が、和習を排しようとして「復文」を考案し、実践に移すに止まり、追究の目はついに漢文訓読そのものに及ばなかった。

一方、徂徠は和習を生み出す温床として漢文訓読を捉え、その批判に余力を遺さなかった。そればかりか、唐話による漢文教育の実践を訴えるという徹底的な排斥ぶりである。漢文訓読に基づく「復文」は当然の事ながら徂徠学派の採るところではなかった。対して、皆川淇園は、伊藤仁齋、東涯から、漢文教育法としての復文を踏襲しただけでなく、漢文訓読の問題点についてもさすがに目が行き届いた。しかし、徂徠学派の主張する唐話による漢文教育法には安易に同調しなかった。いやむしろ懐疑の目を向けていたのである。その辺りの心情を、淇園は次のように吐露する。

唐音ヲ學ヘバ、文章ヲ作ルタメニナルト云コト、近來ヨリ人ノ多ク言フコトナリ、唐音ニテ素讀スルコトガ為ニナルト云コトナラバ、四書六經等ノ文字直讀ニテ、記憶シヤスキ故ニ云フカ、サラバ、ヤハリ吾以前ニイヘル、貌付キノ思出シヤスキニ付ケテ云ナランカ、ソレモ素讀シタルマデニテ、其直讀ノ内ニ義理ガ聞ヘネバ、貌付ノ出ルニモ、格別ノ益ハ見ヘヌコトニテ、倭讀モ同ジコトナルベシ、俗語ガ役ニ立ツトイハバ、吾イヘル小説ノ助ト同ジ説ナルベシ、イゾレトモニ、本邦ノ人ニテハ、無用ナル骨折ナルベシ。(『淇園文訣』上二十一オ—二十一ウ)

唐音で素読することが役立つというのであれば、「四書六經等ノ文字直讀ニテ、記憶シヤスキ」のためにそれを主張するのであろうが、それならば、自分の主張している、素読して「貌付キノ思出シヤスキニ付ケテ云」⁶ことに他ならない。素読でも直讀でも文章の「義理」を理解しなければ、言葉を正しく使うことが出来ない。漢文訓読も同断である。いずれにしても、唐音を学ぶことは、無用の骨折りであると断じている。

⁶ 「貌付キ」とは、「文字の貌付キ」のことであり、皆川淇園の文章観のキーワードの一つである。

初學ノ人ニハ、此外ニ肝要トスヘキ務アリ、三多ニシテイヘバ、讀多解多倣多ナリ、其故ハ、文章ヲ書キ習ハントスルニ、先ツ文章ニハ、文字ノ鎖ノ貌付ト云モノアルコトナリ、此貌付ト云フモノハ、我文章ヲ書キ出ス時ニ、我神氣ガ、我心ノ辞作りヲスル時ノ思案ヲ付クル際ニアタリテ、何トナク、其辞作りノ物好ノ條理ヲバ、様々ニ出シ、心ニアテガヒテ、工夫ヲ付サセ、筆ヲ動かサスル便トナルモノナリ、是心神ノ妙用ナリ、多ク古書ヲ讀ミテ、様々ノ文字ノ鎖ヲ、心目ニ熟記シテ居レバ、文ヲ書ク時ノ、其機發ニアタリテ、其覺ヘコミタル古文ノ文字鎖ノ貌付ガ、其時ノ相應相應ニ、心ニ浮ミ出来リテ、筆尖ヲ導クナリ、此心神ノ妙用ニ、彼文字ノ貌付ヲ、多ク持タセ置ニアラサレハ、如何ナルオアリテモ、文ヲ書クコトハナラヌモノナリ、故ニ多ク讀マズバアルベカラズ。(『淇園文訣』上—オ—ニオ)

しかし、皆川淇園はただ唐話による漢文教育法を批判するに止まらなかった。自らもそれに変わる代案を提示しているのである。

吾ニ一法アリ、本邦ノ字音ヲ、四聲ニ呼ビ分テ、直讀ニシ、直讀已ニ熟シテ、其熟シタル文字中ノ助字虚字ヲ、讀下シニ聞ユル様ニ、義ヲ取り付ケ為習フコトナリ、助字虚字ヲ、讀下シニ聞ユル様ニ義ヲ取ルコトハ、ヤハリ助字法虚字解ノ義ヲ、今少シ細密ニシテ心得レバ、右ノ用ニ立ツコトナリ、サテ其肝要ノ處ハ、本邦ノ讀ノカヘリ點ノアル處、一ニ三四、上中下、甲乙丙丁、ナドアル處ヲ、幾段モ、入レ子ニシテ見テ行クコトナリ、入子ノ見テ行き様ハ、下ニアル程ヲ、段々ニ虚ノ又虚ト見、上ニアル程ヲ、段々實象ニ近シト見ルコトナリ、精シキコトハ、口授ニアラザレバ喩シガタシ。(『淇園文訣』上二十一ウ—二十二オ)

淇園の主張のミソは、「唐音」に拠らずして、「本邦の字音」を用いることにある。それを四声に呼び分けて、直読し、それに慣れたら、更に読み下し文になるように意味を取るという方法である。徂徠一派が主張する唐話による漢文教育が、かならず唐話に通じる人の指導なしでは実行できないという非現実的な問題点を鋭くつき、それをより現実的なものとして考案したものである。ここで注目すべきは、漢文の意味分析に、文を「入レ子」にして見る方法を採用していること、「下ニアル程ヲ、段々ニ虚ノ又虚ト見、上ニアル程ヲ、段々實象ニ近シト見ルコト」のように、恐らく「実詞」(名詞など)と「虚字」(動詞、形容詞)、そして「助字」などをそれぞれ「上」と「下」に想定することが時枝誠記の「詞」と「辞」との関係に酷似していることである⁷。残念ながら、淇園による「入レ子」による文章解析の図式の実例が残っていない。

2.1. 『習文録』の書誌

岩波書店『補訂版国書総目録』によれば、『習文録』の書誌と所蔵状況は次の通りである。

習文録 初一～四編各二卷甲乙判二卷一〇冊。

〔類〕 漢詩文 〔著〕 皆川愿(淇園) 〔成〕 安永三序 〔写〕 龍野(三冊)

〔版〕 寛政一〇版～国会・学習院・金沢大・京大・神宮・龍野(九冊)

⁷ 時枝誠記も「入レ子」の用語を用いるが、それが必ずしも皆川淇園から受け継いだものではないようである。用語そのものは奥さんの会話から着想したということは時枝誠記自らが語るところである。しかし、江戸時代の国語学史に精通し、伝統文法の精髓を自家薬籠にした時枝誠記が、皆川淇園を介さなくても、「入レ子」の着想や「詞」と「辞」の関係について淇園と共通の認識に達することはなんら不思議ではない。

文化八版～教大（甲乙判、二冊）・大阪府・学書言志。

文政元版～東洋岩崎・京大（甲乙判、二冊）・高知（六冊）・神宮（四冊）・天理古義堂（初、三編、四冊）・無窮織田（甲乙判・二冊）・無窮神習（三編、二冊）、弘化三年版～学習院（八冊、一、二、三、甲乙判）・国学院（甲乙判・二冊）・日比谷加賀（二冊）・高野山光台院（八冊）・旧浅野（八冊）、刊年不明～国会鶚軒（初編、二冊）・京大（二巻二冊）・教大（八巻八冊）・国学院（八巻八冊）・東大・岩瀬（二冊）・岡崎（二冊）・刈谷。

*明治九版あり

これによれば、『習文録』（初一～四編各二巻甲乙判二巻一〇冊）はすべて寛政十年の刊本になるが、実際、安永三年の序文を持つのは『習文録』（初編）だけであり、この初編とて最初から初編として刊行したものではない。内題、版心いずれも「習文録」だったのを「初編」と外題に書くようになったのは『習文録二編』（内題「續習文録」、版心「習二」）の刊行に伴った変更と思われる。

一方、ここにいる「甲乙判」こと『増訂習文録甲乙判』は、もともと『習文録』（初編）末尾に付していた「甲乙判」を増補し、単行させたものであり、その成立は更に安永三年序を持つ『習文録』（初編）に遅れて、遅くとも洪園没年の文化四 1807 年までに成立していると見て間違いない。しかし、和久田寅の題言が「文化辛未仲秋」と署していることによって即文化八 1811 年に刊行したとは即断できない。

因みに文化八年版と称する筑波大学蔵『増訂習文録甲乙判』には実際刊年の記載がなく、奥付が「東京・大阪・西京」のうち大阪には「書籍會社、書林會社」の書店名が加わるなど、明らかに明治のものである。同じく文化八年版と称する大阪府立中之島図書館蔵の『習文録』（初編—四編）と『増訂習文録甲乙判』にも刊年の記載がないので、いずれも刊年不明としなければならない。

ここで、なぜ「文化八年」と記載したのかを推測するに、恐らく「増訂習文録甲乙判題言」（和久田寅撰、文政元年本には、上巻の最初に付される）が『増訂習文録甲乙判』（下巻）の末尾に付されたために、末尾の「文化辛未仲秋 門人遠州 和久田寅題」の一行を刊年と誤認したうえ、『増訂習文録甲乙判』を『習文録』（初編—四編）全体に対するものとして誤解したためであろう⁸。

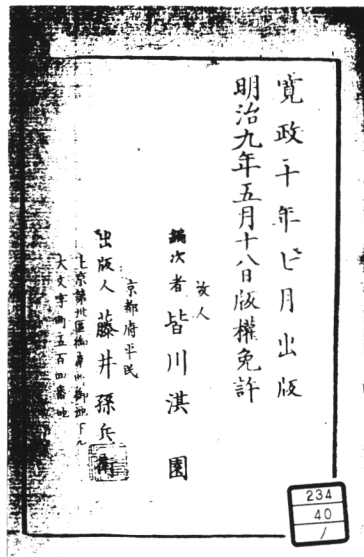
⁸「学書言志」については、『補訂版国書総目録』で調べたところ、「図書館・文庫一覧」、「引用書目一覧」のいずれにも該当するものが確認できなかった。識者のご教示を仰ぎたい。

それから、国文学研究資料館編『古典籍総合目録第一巻—国書総目録續編第一巻—』には、安永三年版として、射和文庫を挙げているが、実は無刊記本であることが判明した。こちらも「習文録題言」の末尾「安永三年甲午季秋 浪華 葛西欽 題」に基づいた判断である。文化八年版として挙げている尾道市立図書館

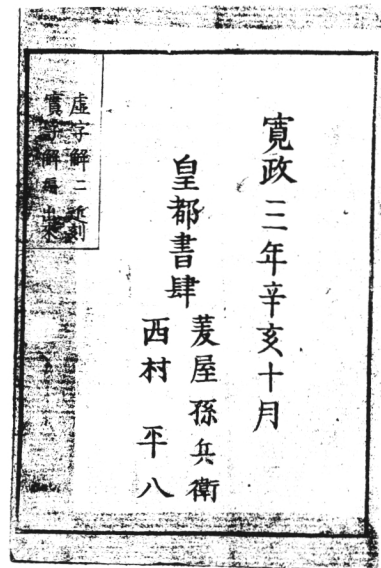
以上見てきたように、『習文録』（初一～四編各二卷甲乙判二卷一〇冊）が一度に成立、刊行したものではないことは明らかである。初編については、安永三年序の存在によりその成立を知るのみであり、同時に刊行したかどうかは、同年刊本の所蔵が報告されていないので、即断できない。そして、初編の成立（安永三年序）した安永三年から、二編以下が陸続して刊行されたものと考えられるが、その下限は定かではない。現段階調査したところによると、『増補版國書総目録』に寛政十年本と称する「国会・学習院・金沢大・京大・神宮・龍野（九冊）」のいずれも実は「明治九年刊本」とすべきことは、次にあげる奥付を共通して持っていることによって明らかである。

図版⑤-①：「寛政十年本」と称する「習文録」（初一～四編各二卷甲乙判二卷一〇冊）の奥付（図版は、国会図書館蔵本のものをを用いた。）

図版⑤-②：「寛政三年」の刊記を持つ『習文録二編』（架蔵本）の奥付



⑤-①



⑤-②

図版⑤-①によって、「寛政十年本」と称する「習文録」（初一～四編各二卷甲乙判二卷一〇冊）は、明治九年本の奥付に基づいて遡及したものであるということが明らかである。今のところ、寛政十年までに「習文録」（初一～四編各二卷甲乙判二卷一〇冊）がす

（六卷、六冊）と岐阜市立図書館（八冊、他に『増訂習文録甲乙判』二冊）の三点についても、実は無刊記本すべきであり、判断の根拠も筑波大学、大阪府立中之島図書館等と同じである。

べて刊行されていたことを積極的に示す根拠はなく、筆者所蔵の端本『習文録二編』の奥付に「寛政三年」（図版⑤-②参照）とあるによって、わずかに安永三年から寛政三年までの間に『習文録』（初編）、『習文録二編』が刊行されていたことを知るのみである。

一方、文政元年刊『増訂習文録甲乙判』（架蔵本）と『習文録初編—三編』（架蔵本）の末尾には、本文に続いて「皇都書肆五車樓蔵版畧書目 京御幸町御池下ル 菱屋孫兵衛」が付されており、それには、『増訂習文録甲乙判』の紹介に続いて、「『習文録二篇』 皆川淇園先生著 二冊」とある。この『習文録二篇』とは、つまり、『續習文録』のことである。ただ、版そのものは初出のものをういたためか、上と下の内題がそれぞれ「續習文録讀譜」、「續習文録原文」となっている。因みに、『習文録二編』の版心が「習二」と略記されるが、これが初出のままなのかどうかは不明である。

それから、「皇都書肆五車樓蔵版畧書目」において、『續習文録』の表題を『習文録二編』に変えた理由はおそらく『習文録三編』が出来たことによるものと思われるが、確かな証拠はない。ただ図版⑤-②によって『習文録』と『續習文録』が寛政三年までに刊行されていたことを知るのみであり、『習文録三編』の刊行時期が依然問題として残る。もし『習文録三編』が文政元年までにすでに出来たとしたら、書目には「三編」の記載が当然あってしかるべきであるが、それが記載されていない。いまのところ、架蔵本の文政元年の刊記を持つ『習文録三編』がもっとも古いものになる。

一方、『習文録三編』の内容と体裁を詳しく検するに、『習文録三編』と初編、二編との間に以下のようないくつかの相違が認められる。

- 一、柱が「習三」であるが、内題が「習文録」とあること。
- 二、本文と讀譜の順番を示す「宮甲から羽癸」が記されていないこと。
- 三、『習文録』と『習文録二編』と異なり、原文の出典を記していないこと⁹。
- 四、『習文録』と『習文録二編』の原文の後に付されていた「甲乙判」の部分がないこと。

この中で、最も重要な手がかりとなるのは、恐らく二、三、四であろう。甲乙判を付けない形の『習文録三編』の刊行は、明かに『習文録』（初編）序文の編集趣旨に反することであり、もし淇園生前に刊行されたものであれば、せめて体裁を整えることは出来たはずである。因みに、『習文録四編』については、「甲乙判」を付さないことを除けば、他は初編、二編に同じい。

そして、『習文録』三編の刊行が寛政十年はおろか、恐らくそれよりも更に後である

⁹ 実際『四庫全書』所収の隨筆小説を対象に調査してみると、五十題のうち、二十二題が『宋稗類抄』にだけ現れるものであるほか、『宋稗類抄』と他の複数の文献の両方に現れるもの二十七題、『宋稗類抄』以外の文献だけに現れるものは一題だけである。淇園は『宋稗類抄』を主に参考したものと思われる。或いはこのような題材が『宋稗類抄』から集中して採られていることが出典を明記しない原因かも知れない。

ことを示す資料がほかにもある。それは、寛政十一年刊『淇園文集』の奥付けに刷り込まれた「皆川淇園先生著述目録」である。図版⑥を参照されたい。

皆川淇園先生著述目録	
實字解	出 三 未 全 出
同	出 二 來 來 冊
虛字解	出 來 冊
續虛字解	出 來 冊
實字解	出 二 來 來 冊
淇園詩話	出 來 冊
習文錄	出 來 冊
續習文錄	出 來 冊
書肆	
皇都	二條通柳馬場東入
大坂	御幸町通御池下
江戸	心齋橋北又太郎町
	下谷池之端
	須原屋伊
	河内屋喜兵衛
	兵衛
	兵衛
	八
寛政十一年仲冬	

図版⑥

これによって、寛政十年までに確実に刊行されたと推定されるのは、『習文録』（初編、二編）だけであり、三編以降は恐らくそれ以降の刊行であろうと思われる。

以上に述べてきたこととこれまでの調査の結果をまとめると、次のようになる¹⁰。

一、安永三年版と称する射和文庫蔵『習文録』初編二冊は、無刊記本である。

一、寛政一〇年版と称する国会・学習院・金沢大・京大・神宮・龍野（九冊）が所蔵するものは、明治九年の後刷である¹¹。

一、文化八年版と称する筑波大学蔵本『増訂習文録甲乙判』（上下二冊）と、同じく文化八年刊本と称する大阪府中之島図書館蔵本『習文録』（初編—四編）、『増訂習文録

¹⁰『淇園文集』を関するに、「続習文録亦未畢脩工、尋當遣致。」（「報長村鑑」『淇園文集後編』巻二）とあるが、まだ作成年代が特定できていない。高橋博巳氏の「淇園詩文集解題」（相良亨他編『近世儒家文集集成』第9巻『淇園文集』、ベリかん社、1986年）によれば、「淇園詩集初編」には、巻末に「習文録三編近刻」と刷り込まれた、発行書林林太兵衛の後刷本が存する」（18頁）というが、未見。

¹¹因みに、国文学研究資料館編『古典籍総合目録第一巻—国書總目録續編第一巻—』には、寛政十年刊の後印として多くの所蔵を挙げているが、寛政十年に『習文録』初編—四編（八冊）、『増訂習文録甲乙判』（上下）が同時に刊行したかどうか不明なうえ、部分的には刊行されたことはあっても、十冊揃いの寛政十年版の存在についてはやはり疑を存せざるを得ない。

甲乙判』(上下二冊)は刊年が記されていないため、刊年不明とすべきである。尾道市図書館蔵『習文録』(六巻、六冊)も同じである。

一、現在所蔵が知られている諸本のうち、文政元年刊『習文録』(初編—三編)、『増訂習文録甲乙判』(上下二冊)がもっとも古いものである¹²。

一、高野山大学蔵弘化三年版『習文録』(初編—四編)の各編の下巻末に「弘化三年丙午初夏 皇都書林 御幸町御池下ル町 菱屋孫兵衛」の刊記を持つ。管見の限り、『習文録』四編の最も早い版本はこの高野山大学蔵弘化三年版のものである。初編四編揃いのものとしても最も古いものである。

一、龍野文庫所蔵『習文録』(写本、三冊)は、内容的に『習文録』(初編、二編)の内容を抄写したものであり、日限は二日間から四日間とし、「也」、「焉」、「矣」などの助字の字数を記す場合もあり、実際に復文を課する際の問題用紙と思われる。

以上、『習文録』(初編—四編)と『増訂習文録甲乙判』(上下二冊)の書誌である。次節からはその内容についての考察に移る。

2.2 『習文録』の題材

伊藤東涯編『譯文法式』によれば、古義堂の「復文」はもっぱらその題材を「歐陽文及ヒ范唐鑑」のような名文に求めていたが、これに対して、皆川淇園は、『功過格』、『何氏語林』、『智囊』、『知囊補』、『尚書故實』、『三國典畧』、『舊聞記』、『龍城録』、『明皇十七事』、『語林』、『康濟譜』、『二酉委譚』¹³等々、隨筆小説類に広く題材を求めているのである。これは伊藤仁齋、東涯父子と、彼等から復文の方法を踏襲している皆川淇園との間の大きな違いとしてまず注目される。これが淇園独自の考えに基づいていることは言うまでもない。例えば淇園は次のように言う。

文章ヲ書ナラハントスル者ハ、古書ヲ廣ク讀ムベキコト勿論ノコトナリ、俗語小説ノ書ヲモ、兼テ讀ムベシ、其故ハ、文章ヲ書クハ文字ヲ、吾心神ノ思ヒ持ツ所ノ象ニ合セテ、用ユルコトヲスルワザナリ、然ルニ、古書バカリヲ讀テハ、古書ノ

¹² 架蔵本のほか、東洋文庫岩崎文庫所蔵本(『習文録』(初編—三編)、『増訂習文録甲乙判』(上下二冊))を確認している。

¹³ 以上、『習文録』初編。『何氏語林』、『智囊』、『康濟譜』、『功過格』、『語怪』、『見聞紀訓』、『春渚紀聞』、『拊掌錄』、『縣笥瑣談』、『知囊補』、『梁溪漫志』、『中洲野録』、『先進遺風』、『三餘贅筆』、『委巷叢談』、『洛中紀異錄』、『聞見雜錄』、『何氏語林紕漏』、『蘇談』、『續已編』、『碧里雜存』、『慎府燕閑錄』、『春渚紀聞・德行』、『異林』、『震澤紀聞』、『春渚乙聞』、『何氏語林・豪爽』、『程史』、以上二編。『晋書』、『知囊補』、『清尊錄』、『聞見雜錄』、『湧幢小品』、『膽胆智識斷』、『医問漫記』、『通鑑』、『上智遠猶』、『快雪堂漫錄』、『高坡異纂』、『茅亭客話』、『名畫錄』、『智囊』、『甲乙剩書』、『元虞裕談叢』、『蓬瀛夜話』、『談淵』、『胆智部識斷』、以上四編、他に数篇出典を記さないものがある。よって、淇園の博識ぶりが知れよう。

文多クハ簡ナルモノニテ、シカモ其道理打アガリテ、通シガタキコト多ク、繁ナルモノモ、古ノ文理辞氣ハ、今我俗ノ辞ツキトハ、事格別ニカハリテアル故ニ、吾精神ノ今日ノ活用ニスル處ノ義ト、其文字トハ、始終一重ノ膜皮ヲ隔タル様ニテ、其文字ノ義、終ニ吾心精神ノ用ニ入り難シ、俗語小説ハ辞氣ハ異ナレドモ、全體ニ事ヲ瑣細ニ述タルモノニテ、鄙情ニ近キコト多キ故ニ、其中ノ文字ヲ玩ベハ、自然ニ、文字ヲバ心ニテコナシテ使フ氣分生ズ、此氣分文字ノ用ニ旺スレハ、其ハタラキ、イツノ間ニカ、自由ニナルモノナリ。(『淇園文訣』上十九オ—二十オ)¹⁴

何故わざわざ俗語小説を読む必要があるのか。それは、古書ばかり読んでいては、古書の文章の多くは簡略なものであり、理屈がぎりぎりまで詰まっているために、分かりにくいからである。たとえ簡略でないものの場合でも、古代の文章の理屈や言葉の勢いは、今我々の言葉遣いと異なるために、今日我々の日常的に心中を去来する思いとその文字との間はどうしても隔靴搔痒の憾みを免れない。古文の言葉の意味も我々の精神によって把握することが難しい。つまり、淇園は古文と今言との間に超越すべからざる断絶を見るのである。

一方、俗語小説の場合は、全体的に物事を微に入り細に入りて表しますので、卑近なことが多い。そのために、俗語小説の言葉に慣れれば、自然と言葉の使い方を心得て使いこなす力が身につく。このような言葉を使いこなす力が多く身につけば、知らず知らずのうちに言葉の表現に自由自在になると淇園は考える。

しかし、文章の稽古のために、模範となる古文を手本にするという、漢文教育の「常識」からすれば、このような斬新な考えは、容易に理解されるものではなかった。果たして、淇園は法帖に譬えを取り、次のように続ける。

タトヘバ書ヲ學ニモ、古法帖ヲ多ク學テモ、其人ノ學得タリト思ヒテ、書タル跡ヲ觀ルニ、形勢ハ似タレドモ、骨力精神ガトカク似ズ、且ツ字畫ノ様子外ガワヲ筆ハシリテ落ツカズ、漢人ノ書ハ、今長崎へ來ル賈人トイヘドモ、其書跡ヲ觀ルニ筆畫ノ精神落ツキテ、遒勁ナルモノ多シ、此遒勁ナルヲ得テ後ニ、古法帖ヲ學ハザレハ形勢ハ似タリトモ、古人ニ及フベカラズ。(『淇園文訣』二十ウ)

古いものをただひたすらに真似ても、結局はうわべだけの類似にしかねれず、その精神や神髓を自分のものに出来ない。文章も亦然り。

¹⁴『淇園文訣』の成立と刊年は不明。天明六年から寛政三年までの間の成立と思われる。拙稿(1997)、拙稿(1998)を参照。

サレバ文章ノ語氣ヲ、先ツ俗語ニ得テ、後ニ正文ニウツスベキコトモ、同ジ心持ナルコトナルベシ、俗語ニ得テ後ニ、正文ニウツストハ、俗語ヲ正文ニ出スベシト云ニハアラズ、全體俗語ニテ、漢人ノ語氣ヲ吞コミ、心得テ、ソレヲバ、影ノ拍子ニ持チテ、サテ漢人ノ古文ヲ視レハ、文理ノ諸法、自カラ掩コトナク顯ハレ見ユルヲ、其ヲ法ニ取テ正文ヲ書コトヲ云フナリ。(『淇園文訣』二十ウ—二十一オ)

つまり、古文に対して、それを模倣することによって直接到達するのではなく、俗語小説の言葉に習熟することによって、表現するもの（言葉や文体）と表現されるものとの関係を一旦確立してから、それと同じ方法でもって古文を書かなければならない、というわけである。

ここに展開されている考えが、荻生徂徠の古文辞学のように古文辞の模倣を実践することによってそれに到達するのと大きく異なり、しかも荻生徂徠によって主張されていた唐話による漢文習得の方法に内包されている理念と精神を見事に会得していることは、とりわけて注目されてよいところであろう。

ここに於いて、我々は皆川淇園が伊藤仁齋、東涯父子から「復文」の法こそ踏襲しているものの、その内実はすでに独自の文章観によって充たされ、しかもその文章観として古文辞の学と一線を画していることを見ることができる。これらのことはいずれも皆川淇園の独自の文章観なくしてなしえない。

2.3 有斐齋の射覆文の方法

『習文録』（初編—四編）には、各編五十題ずつ例題が収められているので、その数は全部で二百にも上る。そして、題材を随筆小説に求めていることに関連して、字数は伊藤仁齋の復文より大体百字前後と大幅に減少した。それに伴って、日限もかなり短縮されている。実際、龍野文庫にて調査した『習文録』写本三冊のように、日限は二日から四日程度と古義堂の復文より短縮され、更に具体的に「於一、焉一」のように助字の字数を明記する場合もあり、初心者への配慮がされている場合もあったことが窺われる。

さて、射覆文の具体的な方法は、次のとおりである。

射復文トハ、漢人ノ文ヲ人ニ讀マセテ、其讀ノ通ヲ片假名ニウツシ、サテ本文ノ字數ヲ幾十言ト云コトヲ知り置キ、其字數ニ合スル様ニシテ、彼片假名ヲハ、文字ニ直シテ見ルコトナリ、虚字助字ノ力多キ人ハ其失少ク、力少キ人ハ失多カルベシ、(『淇園文訣』上二十五ウ—二十六オ)

『習文録』初編の例題一によって一例を示すと、図版⑦-①と、⑦-②のとおりである。

乙書	甲書	甲書
習文録原文 夏邑陳世恩萬曆己丑進士兄弟三人惟季弟好遊狎早出暮歸長兄規止不政公曰傷愛無益每夜親守外戶待弟入手自屬鑰問以寒煖飢飽憂恤之情形於言貌如是者數夜弟乃大悔不復暮歸夫兄弟有失尚不敢以激切傷愛況無故而失其怡怡之情其於待兄弟無義其於自持無禮莫謂其為小過也 張文節公為相所居不蔽風雨服用飲食甚約或規之曰公俸祿多而自奉儉薄如此外人恐有公孫布	習文録讀譜 夏邑ノ陳世恩萬曆己丑ノ進士ナリ兄弟三人バタ季弟遊狎ヲヨク早ク出テシニカエル長兄規止スルニラタマス公ノイハム愛ヲイタタ益ナト夜ヨトミツカラ外戸ヲモル弟ノ入ルヲテ手カラムミツカラ扇繪トフニ寒煖飢飽ヲモツテハウレハルム情言親ニアラハカクゴトキモノ數夜弟スナハチ大ニ悔マタシカエラカレ兄弟アヤマナルモアエテ教切ヲモツテ愛ヲイタズイシヤエナクシテ其怡マノ情ヲソシナハ其兄弟ヲマツテ於テ義ナク其ミツカラ持スル於テハ礼ナレトス シテ謂ツク小過ナリトスルナレ 原又百二十言	習文録讀譜 夏邑ノ陳世恩萬曆己丑ノ進士ナリ兄弟三人バタ季弟遊狎ヲヨク早ク出テシニカエル長兄規止スルニラタマス公ノイハム愛ヲイタタ益ナト夜ヨトミツカラ外戸ヲモル弟ノ入ルヲテ手カラムミツカラ扇繪トフニ寒煖飢飽ヲモツテハウレハルム情言親ニアラハカクゴトキモノ數夜弟スナハチ大ニ悔マタシカエラカレ兄弟アヤマナルモアエテ教切ヲモツテ愛ヲイタズイシヤエナクシテ其怡マノ情ヲソシナハ其兄弟ヲマツテ於テ義ナク其ミツカラ持スル於テハ礼ナレトス シテ謂ツク小過ナリトスルナレ 原又百二十言

図版⑦-①

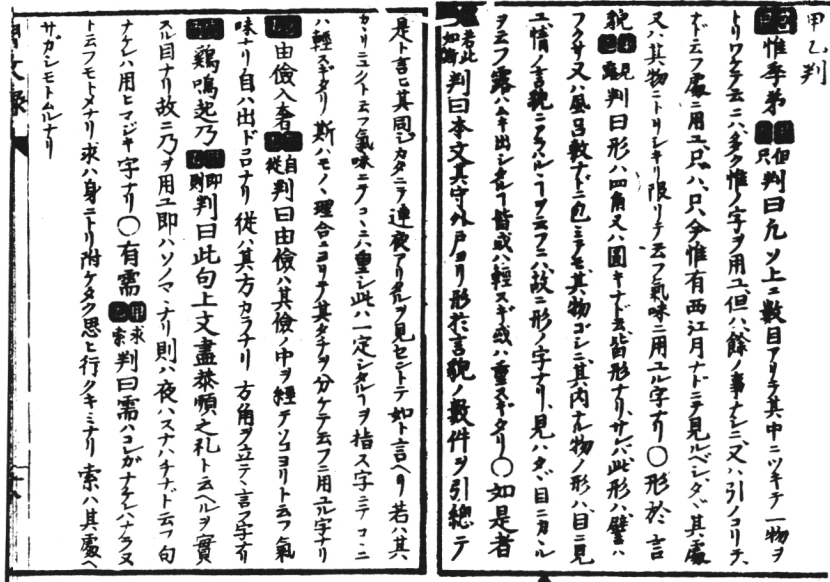
図版⑦-②

次いで、次の図版⑧によって、採点の基準を示す。

附 有斐齋射復比較科範		原文		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言	
知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言	
知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言	
知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言	
知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言		知言	

図版⑧

これによれば、一失は減点一のようなのであるが、『習文録』初編下の末尾に「有斐齋科範凡錯置者一當五失」とあり、錯置については特に厳しく減点していることが分かる。同訓異義の漢字の使い分けを説明する「甲乙判」は図版⑨に示した通りである。



図版⑨

これは後に増訂されて、『増訂習文録甲乙判』(上下)二冊として刊行される。

2.4 『増訂習文録甲乙判』

『増訂習文録甲乙判』については、次に挙げる「増訂習文録甲乙判題言」が詳しい。

増訂習文録甲乙判題言

吾 淇園先生ノ塾ニ、作文ヲ習フガ為メニ、射復文ヲナサシムル科範ヲ設ケラル、輯録シテ習文録ト名ヅケ、已ニ梓ニ鐫テ、世ニ行ハルルコト久シ矣、其卷末ニ甲乙判ナルモノヲ載ス、コレハ射復ノ文ヲ比校スルニ臨デ、同訓異義ノ字ヲ並ベ舉グルニ甲乙ヲ以テシテ、其中否ヲ判シ、異同ヲ辨ズルモノナリ、其判略載セルヲ以テ、後 先生自ラ増訂シテ、字義ノ精蘊ヨリ、文理ノ微密ニ至ルマデ、口訣ヲ洩サズ、丁寧詳悉ス、後進ノ士作文ニ志アルモノ、習文録ニ因テ射復文ヲナシ、且ツ此ノ書ヲ熟讀翫味セバ、其門ニ入テ科範ヲ受ケ、左右ニ侍シテ親シク慈訓ヲ承ルガ猶クナラン。豈ニ啻作文ノ益ノミナランヤ、凡テ漢人ノ文ヲ解スルニ、國習ノ

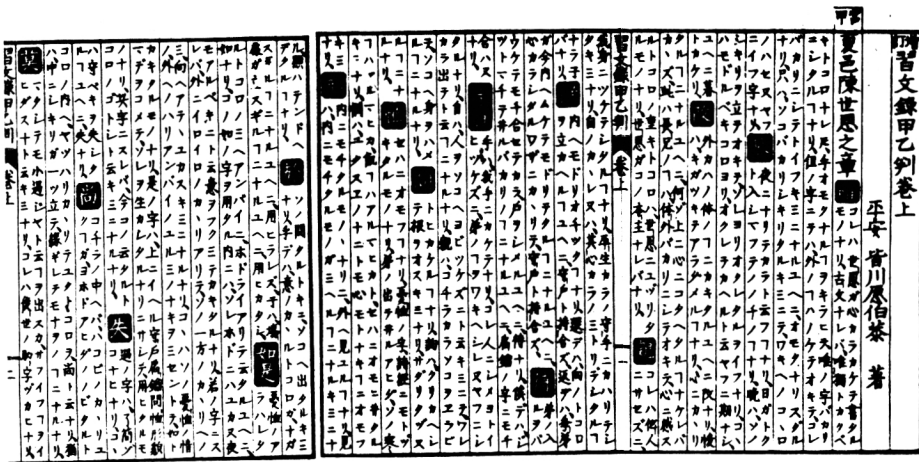
弊ヲ除テ、眞意ヲ得ルノ妙訣ヲ會スベシ、是ニ由テ推擴シテ、具眼ノ人タルコトヲ得バ、我カ經藝ヨリ、史子百家ノ書ヲ讀ムニ及デ、其益ヲ得ルコトモ亦多カラン、因テ之ヲ記シテ以題限トスルコト爾リ、夫射復文ノ鴻益アルガ若キハ、習文録ノ題言ニ詳ナレバ、此ニ贅セズ、

一此書毎字甲乙ヲ附セザルハ、判文ヲ讀デ自ラ甲乙ヲワカツベク、且本篇甲乙判ニ例シテ知ベキヲ以テナリ、

文化辛未仲秋 門人遠州 和久田寅題

ここでも国習の弊を除くことが謳われており、しかも荻生徂徠のように、倭訓をひたすら排撃するのではなく、あくまでも同訓異義語の関係にある一連の語義を説明することによってその目的を達成しようとしているのである。しかし、ここでも「唐音」の場合に劣らず荻生徂徠が強く意識されていることはまた事実であろう。概して、皆川淇園やその門下では荻生徂徠が常に意識される存在のようである¹⁵。

ここで、同訓異義語の解説の一例として、開篇第一段宮甲「夏邑陳世恩之章」の甲乙判を図版⑩によって示す。



図版⑩

これを先に挙げた『習文録』初編出版当時の「甲乙判」（図版⑨）と較べてみると、語

¹⁵例えば、『太史公助字法』の「助字法題言十則」は次の一則に始まる。

一 世間助字ノ解數十書ニ下ラズ。而シテ其ノ最モ膾炙スル者ハ、文家必用訓譯示蒙ノ類大半安整ニシテ絶テ取ル可キビシ。(今木龍「助字法題言十則」『太史公助字法』)

義の解釈が字義と文理を中心に格段に詳しくなっており、すでに類義語の辞書たる風貌を呈しているほど増補の跡が著しい。その内容が『習文録』初編に限られていることが何よりも惜しい。

3. 皆川淇園の文章観

これまでは、皆川淇園の「射覆文」の題材、内容、方法を考察するついでに、皆川淇園の文章観についても触れておいた。しかし、それは当面の問題に限って伊藤仁齋、東涯父子、荻生徂徠とを比較する程度の言及に過ぎなかった。ここでは、依然として伊藤仁齋、東涯父子、荻生徂徠との比較という視点を保ちつつも、皆川淇園の文章観のより包括的な部分について見てみたい。

皆川淇園の文章観を知るためには、まずその「古今の文變」の論から見るのがもっとも手っ取り早い。

まず、文章の始まる、三代以下、聖人の時代については、

古今ノ文變ヲ論セバ、上古ハ文字モナク、唯言語ニテ、其情ヲハ通ゼシコトナリ、其後文字興リテモ、作書契代結繩トイヘルヲ見レバ、亦唯此ヲ用ヒテ物ヲ記シテ、遺忘ニ備ルノ用ニセシノミト見ユ、聖賢出テ、善政美言ノ傳フベキアリテヨリ、其嘉績法語ヲ記シテ、簡策ニ遺スコトニナリタリ、三代ノ聖賢ソレヲ道トシ學ヒテ、政ヲ為シ、太平ノ化ヲ致セシヨリ智達ノ士ハ又其道ヲ論ジ、言ヲ立テ、後ニ遺スコト出來リタリ、サレバ、周末ノ文ハ、孔夫子及ビ其門弟子ノ言ヲ記セシ、論語ヲ始メ、其流ヨリ出タル國語左傳禮記ノ類、其文ノ主意、並ニ世ノ法トナルベキコトヲ録シタルモノナリ。(『淇園文訣』上二十七ウ—二十八オ)

と、三代以前とそれ以降の時代については、三代以前は「古の聖賢」の伝えるべき善政美言と嘉績法語を簡策に記して遺すことが文章のそもそもの始まりであり、「三代の聖賢」がそれを道として学び、政治を行い、太平の化を致してから、は、「智達の士」が聖賢の道を論じ、書物を著し、後世に残すようになった。そうして周末の孔子及びその弟子達の発言を記録した『論語』を始め、その流れを汲む国語、左伝、礼記などは、すべて世の中の則るべき法を記したものである。ここには、文章史と政治史とを不可分なものとし、文章史を政治史との関連において捉える視点が明瞭に看取される。しかし、これはただ単に三代の聖賢に対する信仰とともに、儒家の一般的な歴史認識に基づく文章

観の敷衍に止まり、皆川淇園の独創性よりも儒家の通念を開陳しているに過ぎない¹⁶。
しかし、時代降って戦国時代となると、文章が一変した。

戦國ノ諸子ニイタリテハ、其道モ、其説モ、様々同ジカラザレドモ、要スルニ、古聖人ノ道ヲ、古道ノママニテハ、當世ニ通ジ難シト見テ、己ガ意ヲ以テ見取リテ、切要ニ説ツメ、又ハ鄙近ナルコトニタトヘテ取り、説碎キテ人ニ、早クソレヲ聞カセントシタル意持ニナリタルコトハ、イヅレモ一轍ニ出タルガ如シ、故ニ戦國ノ文ハ言辭繁ニシテ、辨ヲ好ミ、道理ヲ縦横ニ肆説セシノ文多シ、諸子先王ノ道ヲ右ノ如ク分裂シテ、言辨繁多ニナリ、ムツカシクナリタルヨリ、秦ノ詩書ヲ焚ノ禍オコレリ。(『淇園文訣』上二十八オ)

この時代には、まず戦国時代の諸子が現れ、そのままでは通じなくなった古聖人の「道」を、己の考えを以て丁寧懇切に説いたり、卑近な例を用いたりして、噛み砕いて人々によく分かるように解説するようになった。これが諸子百家の言論のそもそもの始まりである。ここに至って、言辭が煩雑になり、能弁を好み、道理を縦横にまくし立てる文が多くなった。先王の「道」が諸子によって分断され、言辭、弁論が夥しくなり、事態が混迷の度を深めたために、秦の焚書の禍を招いたのである。

ここでは、諸子に対しては、積極的にはその役割を人々に丁寧懇切に古聖人の「道」を説くことに認め、消極的には先王の「道」の解体、分裂と過度の弁舌をその弊害としている¹⁷。そして、続く西漢と東漢の時代については、

西漢ノ人ハ其政治ニハ自家ノ法制ヲ用ユレドモ、稍ク儒術ニ嚮ベキ風アリテ、陸賈賈誼ガ文、漢初二出ヅ、武帝ヨリ、文飾スルニ儒術ヲ以テシテ、聖道ノ隱湮セシヲ、尋求テ興サントセシヨリ、其時世ノ文、自意ヲ立テ、其徴證ニ飾リ引クニ、

¹⁶ 儒者として荻生徂徠も皆川淇園の考えと共通の考えを持っていることは次の引用によって明らかである。
蓋シ六經ノ外、文章ノ妙ハ、左伝ニ過グル者無シ。古ノ文章ハ、乃チ先王礼楽ノ化ノ生ズル所、故ニソノ絢爛タルコト、乃チ爾リ。左伝易伝礼運楽記ノ如キ是レナリ。(『復水神童』(第二書)『荻生徂徠』日本思想大系、513頁)

¹⁷ 荻生徂徠の諸子に対する見方にも相当厳しいものがあり、特に孟子に対しては攻撃の手を遂にゆるめることがなかった。

故に思・孟は聖門の禦侮なり、荀子は思・孟の忠臣なり。然れども是の時に當りて、孔子を去ること未だ遠からず、風流尚存し、名・物爽はず。(『辨道』『荻生徂徠全集』第一卷、河出書房、1973年、11頁)

故に荀・孟は皆無用の辯なり。故に聖人の言はざる所なり。其の病は皆、言語を以て我を信ぜざるの人を喻して、其れをして我を信ぜしめんと欲するに在り。唯に其れをして我を信ぜしむること能はざるのみならず、乃ち千古紛紛の論を啓く。言語の弊、豈大ならずや。學者、猶且つ諸を先王の教に求むること能はずして、唯議論を是れ務む。悲しいかな。(『辨名・性情才七則』『荻生徂徠全集』第一卷、98頁)

ここに展開されている徂徠の、「議論」に対する潔癖的な嫌悪と、「名」と「物」との完全な一致に対する理想は、さすがに皆川淇園には見られない。淇園の注目は先王の「道」の解体にあるのである。

經藝ノ文ヲ以テセルモノ多シ、是ニ於テ、辭ノ文飾ノ瞻麗ナルト、物ノ事情ニハ、心ヲ用ヒテ深く搜リテ、能言盡スヲ以テ、巧トセル風ニナリタル故ニ、司馬相如枚乗ガ詞賦オコリ、董仲舒司馬遷劉向等ガ著作出タリ、後漢ニイタリテハ、政治ハ、自家ノ政治ニ行ヘドモ、聖人ノ道義ノ名ヲ用ヒテ、外面ヲ裁制シ、飾ラザルコトヲ得ザル勢ニナリタルガ、此風儀、文字ニウツリテ、體製モ嚴整ニナリ、辭様モ駢儷ヲ尚フコトニナレルハ、自然ノ勢ナルベシ。サレドモ、其風教、周ノ世ノ如クニ、人心ヨリ被化セザル故ニ、人ノ材質ヲ拘縛スル如クニナレリ。『淇園文訣』上二十八オ—二十九オ)

漢の時代になると、政治はすでに古聖賢の「道」から離れ、独自の法政を用いるようになる。しかし、儒教に向かう雰囲気はまだあった。そして、漢の武帝が、儒教を以て政治を文飾するに至って、隠滅しかかっていた聖人の「道」を求めてそれを再興しようとしてからは、文章が遂に二つに分かれた。その一は、辞藻の文飾の華麗を好む傾向であり、司馬相如、枚乗の詞賦がその例である。今一つは、心を用いて物の有様を深く探り、それを余すところ無く表現することを以て能事となす傾向である。董仲舒、司馬遷、劉向等の著作がその代表である。

そして、後漢の時代になって、政治は相変わらず独自のものであったが、すでに聖人の道義の名を借りて外面を粉飾せざるを得なくなった。それが文章に反映されて、文章の体勢も厳正になり、言葉遣いも駢儷を尊ぶようになった。この時代の風潮や政治の在り方がすでに周の時代のように人心から自然に現れでるものではなくなったので、人々の自然な振る舞いを拘束するようになったのである。

ここでは、文風が二分したことが政治の在り方に起因するとしているが、両者の間に著しい価値的な判断を加えているわけではない¹⁸。

降って、魏の時代になると、文章はまた時流に流されてさらに変化を余儀なくされることになる。

魏人ヨリハ此嚴整ナルコトハ、元來矯偽ノワザナル故ニ、其ヲバ厭ヘル心ヨリ、流レ迸脱シテ放達ノ風トナリ、竹林ノ嵇阮ガ属出テ、道モ玄虚ヲ尚フコトニナリ、

¹⁸ 実際、皆川淇園は、後者により積極的な意義を見いだしているようである。

漢人ノ記事ノ文ニ、史漢ノ類ノ正文ノ外ニ、傳奇ノ文アリ。『淇園文訣』上十七ウ)

初學ノ人ノ宗トスベキ文體ハ、史記ニ過タルモノナシ、古ノ事ヲ書ニモ、今ノ事ヲ書ニモ、通ジテ書ルル文體ナリ、左國ハヨケレドモ、其文體ヲ以テ、今ノ事ヲ書ントセバ、少シ不自由ニテマハリ難カルベシ、漢書ハ、體裁ハ嚴整ナレドモ、史記ホドニ活動ノ處少シ、サレドモ、全體ノ處、諸家ノ體ニ、自由ニ通ジテ、皆吾筆尖ニ出ル様ニ心掛ザレハ、イツレニモ、集大成ノ事ニハ到リガタシ。『淇園文訣』上十九オ)

言辭モ簡佚ナルヲ喜ヒ、晋人ノ清談コレニ由テ出デテ其清談ノ趣ガ、又駢儷ノ文ニ合シ、高華洒落ナルヲ主トスル風ニナリヌ、其ヨリ宋齊梁陳隋ニハ、老釋ノ道益盛ニナリ、人心儒老釋ノ三家アルニ疑惑シ、中ニ主ナク、外ニハ高華ナルヲ尚フノ跡ヲ追タル故ニ、遂ニ文章モ文字ノ膚立セルノミニテ、浮靡ニ流レ、後ニハ愈々輕薄ニナリテ、淫惰ニ安ンジ、陳言ノミヲ排列セリ。(『淇園文訣』上二十九オ―二十九ウ)

文章の体勢の嚴正を好む風習は、魏になってからは、もはや不自然で無理なものになった。自然にそれを嫌う心から、放逸、闊達(くわだ)の風が志向され、竹林の七賢が現れた。そして「道」も玄や虚を尊ぶようになり、言辞も奇拔を好み、晋人の清談が起こった。この清談の趣がまた駢儷文と相まって、高踏と洒落を主とする風潮になった。それ以降の宋、齊、梁、陳、隋の各時代は、いずれも儒、老、釈の三家の乱立に困惑し、心に確乎たる信念がなく、上べだけ高踏を好むことを追求した。そのために、文章も文字の遊びに堕し、輕薄なものとなり、淫逸と惰性に安んじ、古くさい用語を羅列するようになり、文風が頽廢した。

このような頽廢的な文風を換えたのは、唐の時代である。

唐ノ太宗天下ヲ一統シ、稗政ヲ改メ給ヒシニヨリテ、文章稍ク雅正ニナリタリ、サレドモ六朝ノ餘氣ハ、未其中世マデモ去ラサリシガ、韓退之柳宗元出ルニ逮ビテ、遂ニ唱ヘテ、古文ヲ復シ、陳言ヲ去ツテ駢儷ノ習ヲ除ケリ、韓柳ヨリ後ハ、文體ノ古雅正大ナルヲ貴フコトハ世ニ定マリテ復移リ易ラヌコトニナリタレドモ、其ナリヲ以テ、時ニ隨テ又變化ス。(『淇園文訣』上二十九ウ)

文風の変化はまず政治の変化によってもたらされた。唐の太宗の正しい施政によって、文章が雅正に向かい始めた。韓、柳の出現によって六朝の風にとどめを刺した。韓、柳以降は、文体の古雅正大を尊ぶ文章觀が定まり、動かぬ事になるが、それでも時代の流れに従って変化はたえずあった。

一方、宋の時代は唐の韓柳を継いで、文章の大家が続出した。

宋ノ歐陽脩、韓柳ヲ繼テ、復古ヲ唱ヘテ、三蘇王安石曾南豐出ツ、此韓柳ト併セテ八代家ナリ、サレドモ韓柳ハ、古文ヲ辭ト氣トニ求メテ書ケル故ニ、其文自カラ、氣格高く、其步驟古人ニ逮ベル處多シ、歐陽ヨリシテ、辭趣ニ泥ミテ、稍古氣ニ乏シク、且其流ノ文辭ノ弊ガ、後ニハ全篇ノ結構、サシ定マリタル熟套ヲ以

テ作ルコトニナリ、且ツ、八家ノ文、古文ニ略折等ノ法アルコトヲ知ラザル故ニ、其文竟ニ古ト同ジカラズ。(『淇園文訣』上二十九ウ—三十オ)

ここでは、八家文の内、「韓柳ハ、古文ヲ辭ト氣トニ求メテ書ケル故ニ、其文自カラ、氣格高く、其步驟古人ニ遠ベル處多シ」と高く評価し、歐陽修の文章については、「辭趣ニ泥ミテ、稍古氣ニ乏シク、且其流ノ文辭ノ弊ガ、後ニハ全篇ノ結構、サシ定マリタル熟套ヲ以テ作ルコト」をその弊害とするが、これによって、淇園は文の理想的な文章を、「辭ト氣ト」の合一に求めていることが窺われ、淇園の文章観のキーワードとして注目してよい。そして、八家文全体については、古文の略折の法を知らないこと、その文が必ずしも古文ではないことを鋭く指摘する¹⁹。

翻って、明の時代になると、どうであろうか。

明人コレヲ變ゼントシテ、夢陽景明ヨリコレヲ前ニ企テ、攀龍世貞コレヲ後ニ繼ケルガ、コレモ文理ヲ講ズルコトヲ知ラズシテ、唯其讀ガタキヲ、古文ト思ヒテ、古文ノ屈伸聲牙ナル語ヲ綴緝シテ、古文辭ト名付ケタルハ、甚シキ粗淺ノ見ナルベシ、其ヨリ後、八家ノ文ヲ言フモノ、唐荊川帰有光輩アル(ママ)ドモ、振ヒガタク、後ニ又王穉登徐文長等ガ文出テ、其風益偏ニシテ、靡弱極リス、以上古今文變ノ大略ナリ。(『淇園文訣』上三十オ)

明の時代については、皆川淇園の考えと徂徠との相違がいつそう顕著である。

まず徂徠が傾倒する李攀龍、王世貞による古文辭の提唱については、「文理ヲ講ズルコトヲ知ラズ」、ただ分かりにくい、読みにくいものを古文と勘違いし、古文の生硬な言葉遣いを拾い集めて、古文辭とするのは、甚だお粗末な見解と一蹴する。そして八家

¹⁹これは、荻生徂徠が極力唐、宋の文を排撃するのと対照的である。

大氏漢儒ノ注ハ、亦紕繆有リト雖モ、孔子ノ時ヲ隔ルコト未ダ甚ダシクハ遠カラズ。其ノ說皆七十子ノ門人相伝授スル者ヨリ出ヅ。宋儒ノ時ノ如キハ、則チ世ヲ歴ルコト久シキニ弥ル。且昌黎陳言ヲ去リテヨリ、而シテ古辭ノ世ニ伝ラザル者久シ。皆今言ヲ以テ古言ヲ視ル。且古文ノ體勢ヲ識ラズ。是ヲ以テ穿鑿甚ダ多シ。(『復安澹泊』(第三書)『荻生徂徠』日本思想大系、岩波書店、537頁)

故に思・孟は聖門の禦侮なり、荀子は思・孟の忠臣なり。然れども是の時に當りて、孔子を去ること未だ遠からず、風流尚存し、名・物爽はず。唐の韓愈出づに及びて、文章大いに變ず。此よりして後、程・朱の諸公、豪傑の士と雖も古文辭を識らず。是を以て六經を讀みて之を知ること能はず。獨り中庸・孟子の讀み易きを喜ぶや、遂に其の外人と爭ふ者の言を以て、聖人の道本然りと爲す。又今文を以て古文を視て、其の物に昧し。物と名と離れて、而る後義理孤り行はる。是に於てか先王・孔子の教法復た見るべからず。(『辨道』『荻生徂徠全集』第一卷、河出書房、1973年、11頁)

物と名と合ひて、而る後訓詁始めて明らかなり。六經は其の物なり、禮記・論語は其の義なり。義は必ず諸を物に屬して、而る後道定まる。乃ち其の物を捨てて、獨り其の義を取るときは、其の氾濫自肆ならざる者幾ど希なり。是れ韓・柳・程・朱以後の失なり。(『辨道』『荻生徂徠全集』第一卷、河出書房、1973年、12頁)

物と名の完全な一致を理想とする徂徠は古文辭に対する無理解をも韓愈の所為と断じているのである。

の文風は唐荆川、帰有光等の努力にもかかわらず、王穉登、徐文長等に至って、文風がますます偏り、軟弱極まりないものとなったのである。

以上が文章史の大概である。

ここに及んで、本来ならば筆を収めるべきところではあるが、淇園は更に、文章史における韓、柳の果たした役割を総括して次のように言う。

韓柳ヨリ文體ヲ正シクセシハ、誠ニ偉功ナリ、サレドモ、古三代立言ノ旨ヲ宗トセズシテ辭華ニ流レ、且ツ古文ノ文理ヲ講ズルコトヲ知ラザリシハ、返々モ惜ムベキコトナリ。

ここでは、文体を正しくしたことを評価し、古三代立言の旨を宗としないこと、古文の文理を講ずることを知らないことを指摘している。この二点は共に淇園の独擅場であり、ともに淇園の文章観のキーワードであることは言うまでもない。そして、李、王に対する批判はここだけではなかった。

明ノ李攀龍ガ古文ノ奇僻ナル處ヲ剪リ合セテ、讀ガタキヲ賞玩トシテ書タルモ、畢竟ハ、ヤハリ樊宗師ガ流亜ナルモノナリ、王世貞モ初ハ同心ナリケルガ、晩年ニハ悔タルコト明人ノ書中ニ見ヘタリ、王氏スラ悔タル文ノ體ヲハ、後世ニ尚倣ハントスルハ、可咲コトナリ、近世ノ李王ニ倣タリト云文ハ、李王ガ物スキニ悞タル様ニモナキ者多シ、多クハ、人ノ集中ヨリ竊ミ出シテ、切り合セタル語ヲ以テ篇ヲ成スコトナリ、是ハ又李王ガ古文辭トイヘル名サヘ、辱シムベシト、思ハルルコトナリ。(『淇園文訣』上三十二ウ)

ここに展開されている李、王への批判はそのまま荻生徂徠一派に向けられているものであることは言うまでもない。そして、淇園の文章観をまとめるものとして最も相応しいのは、なんと言っても、

文體ノ今古ヲ見料リテ、中ヲ取リタルコトハ、誠ニ易ベカラザル論ナルベキヲ、其ヲモ考ヘズシテ、唯古キ程ヲヨシト思ヒタリシハ、恠シムベキコトナリ。(『淇園文訣』上三十二ウ)

の一段に尽きよう。文体のみならず伊藤仁齋、東涯父子や荻生徂徠一派に較べて、淇園は、「射覆文」もその文章観も等しく「中ヲ取リタルコト」も変わらない。韓柳一辺倒でもなければ、古文辞学派に傾倒するのでもないのは、そのために他ならない。淇園に

において、伊藤仁齋、東涯父子と荻生徂徠が見事に折衷、止揚されたのである。

以上は、皆川淇園の文章観の大体である。

ここで、伊藤仁齋、東涯父子、荻生徂徠と、皆川淇園を較べて見ると、まず共通して見られるのは、同じく和習を排することを漢文の作文教育の至上命題とすることである。しかし、伊藤仁齋、東涯父子が、「文勢」、「語脈」といっていずれも表現論の域を出ないような問題意識に終始していたのに対し、独り淇園は「文理」を重んじる。淇園の「文理」は文法論の範疇に属するものであり、「文勢」、「語脈」とは自ずから範疇を別にすることは明らかである²⁰。

そして、荻生徂徠と異なり、皆川淇園はひたすら古文辞を追い求めようとはしない。淇園の関心は、もっぱら「文理」と「文字の貌付き」、そして言葉を司るところの「神氣」にあるのである。例えば淇園は次のようにいう。

初學ノ人ニハ、此外ニ肝要トスヘキ務アリ、三多ニシテイヘバ、讀多解多做多ナリ、其故ハ、文章ヲ書き習ハントスルニ、先ツ文章ニハ、文字ノ鎖ノ貌付ト云モノアルコトナリ、此貌付ト云フモノハ、我文章ヲ書き出ス時ニ、我神氣ガ、我心ノ辞作りヲスル時ノ思案ヲ付クル際ニアタリテ、何トナク、其辞作りノ物好ノ條理ヲバ、様々ニ出シ、心ニアテガヒテ、工夫ヲ付サセ、筆ヲ動カサスル便トナルモノナリ、是心神ノ妙用ナリ、多ク古書ヲ讀ミテ、様々ノ文字ノ鎖ヲ、心目ニ熟記シテ居レバ、文ヲ書く時ノ、其機發ニアタリテ、其覺ヘコミタル古文ノ文字鎖ノ貌付ガ、其時ノ相應相應ニ、心ニ浮ミ出来リテ、筆尖ヲ導クナリ、此心神ノ妙用ニ、彼文字ノ貌付ヲ、多ク持タセ置ニアラサレハ、如何ナルオアリテモ、文ヲ書くコトハナラヌモノナリ、故ニ多ク讀マズバアルベカラズ。(『淇園文訣』上一オ—二オ)

ここに言う「神氣」とは、ただ単に従来詩話において言われるところの「神」と、文についていわれる「氣」を合わせたものでは決してない。この「神氣」は両者を統べるところのもの以上に、日常の言語から文学の言語まですべての言語活動に通底し、それを司るところの精神活動そのものなのである。

このように解すれば、皆川淇園の文章観も、曹丕『典論論文』、劉勰『文心彫龍（養氣・風骨）』以下、宋・蘇轍「上枢密韓太尉書」、元・陳繹曾『文筌』を経て脈々と相承する「以氣説」（「文氣を以て主と為す」曹丕『典論論文』）の系譜に直結していることが明らかである。皆川淇園の文章観とてもその言語観の一部であることは言うまでもない。

²⁰ これは淇園の言語観にも深く関わる用語である。拙稿（1997）、拙稿（1998）を参照。

参考文献：

- 岡田正之（1934）『復文の系統的練習』序」山下賤民著『漢文法解説 復文の系統的練習』國民教育會、一九三四年、1-2 頁
- 魚返善雄（1963）『言語と文体』紀伊国屋書店、一九六三年
- 魚返善雄（1966）『漢文入門』社会思想社、一九六六年
- 荻生徂徠（1973）『荻生徂徠全集』第一卷、河出書房、一九七三年
- 郭紹虞（1928a）「中國文學批評史上之神氣說」『小説月報』第十九卷第一號、121-136 頁
- 郭紹虞（1928b）「儒道二家論『神』與文學批評之關係」『燕京學報』第四期、703-715 頁
- 小柳司氣太（1914）「文部省國語漢文檢定試験を受ける心得につきて」『文章研究録』第五號、文章研究會編、目黒書店、一九一四年、25-29 頁
- 佐久 節（1914）「徳川時代に於ける漢文の變遷」『文章研究録』第三號、文章研究會編、目黒書店、一九一四年、21-27 頁
- 霜島勇氣男（1925）『文部檢定 國語漢文受験提要』芳文堂、一九二五年
- 鈴木直治（1975）『中国語と漢文—訓読の原則と漢語の特徴—』光生館、一九七五年
- 野本薰陽（1944）『漢文法と復文の研究』東京圖書出版株式會社、一九四四年
- 山下賤民（1934）『漢文法解説 復文の系統的練習』國民教育會、一九三四年
- 吉川幸次郎（1962）『漢文の話』筑摩書房、一九六二年
- 吉川幸次郎（1973）「徂徠学案」『荻生徂徠』日本思想大系、岩波書店、一九七三年、629-739 頁
- 李 長波（1997）「皆川淇園の言語研究—その言語觀を中心に—」Dynamis, Vol.1（京都大学大学院人間・環境学研究科文化環境言語基礎論講座）一九九七年五月、113-134 頁
- 李 長波（1998）「皆川淇園の言語研究—その意味論と構文論的な試みを中心に—」Dynamis, Vol.2（京都大学大学院人間・環境学研究科文化環境言語基礎論講座）一九九八年三月、55-79 頁

概 要

李 長波

在日本,最早應用「復文」進行漢文教學的儒學家是江戸時代の伊藤仁齋(1627-1705)。其有關「復文」的方法及作用的論述以『譯文法式』爲題收錄在伊藤東涯編輯的『作文真訣』里。繼伊藤仁齋、伊藤東涯(1670-1736)父子之後,皆川淇園(1734-1807)也採用了「復文」做爲漢文教學的方法,著有「復文」的教材『習文錄』(初編~四編、八冊)以及解說詞彙用法的『增訂習文錄甲乙判』(上下、二冊)傳世。

本文在介紹了伊藤仁齋的「復文」的方法之後,着重對皆川淇園的『習文錄』(初編~四編)及『增訂習文錄甲乙判』(上下)的版本進行了考察。指出『補訂版國書總目錄』和『古典籍綜合目錄第一卷—國書總目錄續編第一卷—』中有關寛政十年版『習文錄』(初編~四編)以及文化八年版『增訂習文錄甲乙判』(上下、二冊)的記載是不足爲信的。前者以明治九年版刊記的記載爲根據;後者則以『增訂習文錄甲乙判』題言的撰寫年月爲依據。調查結果表明,迄今爲人所知的『習文錄』(初編~四編)及『增訂習文錄甲乙判』(上下)的所有公私收藏中無一擁有上述兩個刊記的版本。所謂寛政十年版『習文錄』(初編~四編)事實上是明治九年版。其實『習文錄』(初編~四編)及『增訂習文錄甲乙判』(上下)并非同時出版,而是在『習文錄』初編(安永三年序)出版後陸續刊行的。現段階,除根據家藏本『習文錄』二編有寛政三年的刊記這一點可以推測『習文錄』初編和二編的出版最遲應在寛政三年以前這一點外,『習文錄』(初編~四編)和『增訂習文錄甲乙判』(上下)的具体出版年月尚不明了,尚有待進一步研究。

本文在考察『習文錄』(初編~四編)及『增訂習文錄甲乙判』(上下)的版本的同時,還對皆川淇園和伊藤仁齋、荻生徂徠(1666-1728)的文章觀進行了比較。指出皆川淇園的文章觀既與伊藤仁齋推崇唐宋韓柳的傳統文章觀不同,也與荻生徂徠標榜古文辭學的文章觀大相徑庭。皆川淇園的文章觀的關鍵性概念爲「氣」和「文理」,其文章觀屬於以魏文帝爲首創以元・陳繹曾『文筌』爲集大成的「文以氣爲主」這一派。